

# 改正フロン法に関するお知らせ

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「改正フロン法」として平成27年4月に施行されることとなりました。

これにより、業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有(管理)している方は、『簡易点検』及び『定期点検』などに取り組むことが義務付けられました。

## ◆法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類(HFC等)の機器使用時の排出(漏えい)が、10年後には現在の2倍以上となる見通しです。

このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。

## ◆法改正で誰が対象になるか？

**第一種特定製品**※1の**管理者**※2です。

フロン類を使用した機器のうち、第一種特定製品に当たる業務用の冷凍空調機器の**管理者**は、法に基づき、管理の適正化に努めることが必要となります。

弊社製品は給湯機を含め、全て業務用の空調機器に分類されます。

※1 **第一種特定製品**・・・冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。(下記赤字部分が弊社製品)

### 業務用の空調機器(エアコン)

- ▶ **パッケージエアコン(水冷、空水冷含む)**
- ▶ ビル空調用ターボ冷凍機
- ▶ **チラー(空調用ヒートポンプチラー)**
- ▶ スクリュー冷凍機
- ▶ ガスヒートポンプエアコン
- ▶ スポットエアコン 等



【ビル用マルチ】



【ヒートポンプチラー(空調のみ)】

### 業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

- ▶ 冷蔵・冷蔵ショーケース
- ▶ 自動販売機
- ▶ 業務用冷蔵庫・冷凍庫
- ▶ 冷水機
- ▶ ビールサーバー
- ▶ **ヒートポンプ式給湯機**
- ▶ **洗浄工程用ヒートポンプ** 等



【ヒートポンプチラー(空調以外の機能を有するもの)】



【洗浄工程HP】

※2 **管理者**・・・当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態 (例)	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者 (建物のオーナー)

◆**管理者**が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品(機器)の規模によって、次のように「**機器の定期点検**」「**点検の記録・記録の保存**」等が順守事項となります。

	機器の点検	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の <b>管理者</b>	簡易点検	○	○	○
一定規模以上の <b>管理者</b>	簡易点検 + 有資格者※3の定期点検		(機器を廃棄するまで 記録も保存)	(1事業者1,000t-CO2以上 漏えいの場合)

※3 有資格者の例 (運用の手引きで詳細を確定予定)

- ▶ 冷媒フロン取扱技術者 ((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、JRECO)
- ▶ 高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械)
- ▶ 冷凍空気調和機器施行技能士
- ▶ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ▶ 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
- ▶ 高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械以外) であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

◆**規模の分かれ目は？**

管理する第一種特定製品の機器<sup>注1</sup>の**圧縮機**に用いられる**電動機**の**定格出力**が**7.5kW以上**かどうかです。

注1 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。

## ◆点検ってどんな内容？

点検には「定期点検」「簡易点検」の二種類があり、**管理者**に求められる点検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

点検種別	対象機器と規模		点検方法	点検頻度
簡易点検	全ての機器		目視確認等 ▶ 製品からの異音 ▶ 製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ▶ 熱交換器の霜付き 等	四半期ごと (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)
定期点検	空調機器	50kW以上 (中央方式エアコン等)	有資格者※3による ①目視確認等 ②間接法 ▶ 機器の運転状況などの記録などから判断 等	年に1回
		7.5～50kW以上 (ビル用マルチエアコン等)		3年に1回 注2
	冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW以上 (給湯ヒートポンプ等)	③直接法 ▶ 発砲液で確認 ▶ 蛍光剤で確認 等	年に1回

注2 3年に1度以上の定期点検とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施が必要です。

弊社としては、1年に1回以上の点検をうけていただくことをお勧めしております。

## ◆点検の記録と保存

点検の記録は、該当する**機器ごとに必要**となります。

### <記録事項>

- ☞ **管理者**・点検実施者・修理実施者・**第一種フロン類充填回収業者**※4の名称・氏名
- ☞ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ☞ フロン類の初期充填量
- ☞ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ☞ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量 等

### <記録の保存期間>

当該機器の廃棄まで保存

### <点検記録簿の例>

国から点検記録簿のひな型が公開される予定です。

### ※4 第一種フロン類充填回収業者

法施行と同時に、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。

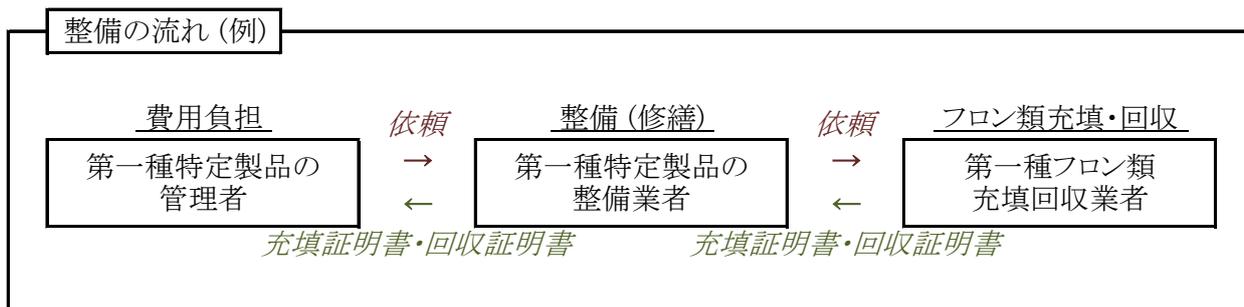
→ **弊社と保守契約を締結していただければ、記録の保存、保管及び有資格者による点検を実施いたします。**

**その他、簡易点検も一緒に契約することも可能です。**

### ◆フロン類の漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、修繕を行います<sup>注3</sup>。

フロン類の充填や回収は、都知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収業者」が行います。修繕修了を確認する際、フロン類の「回収証明書」や「充填証明書」を受け取り、保管するようにしてください。



注3 漏えい箇所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

### ◆算定漏えい量の報告

管理者は、漏えいしたフロン類の量を、地球温暖化係数(GWP)<sup>注4</sup>で換算し、漏えい量を計算します。この計算により、1,000トン以上の漏えい(事業者としての合計)があったときには、事業所管大臣(管理者の行っている事業を所管している大臣)への報告が必須です。

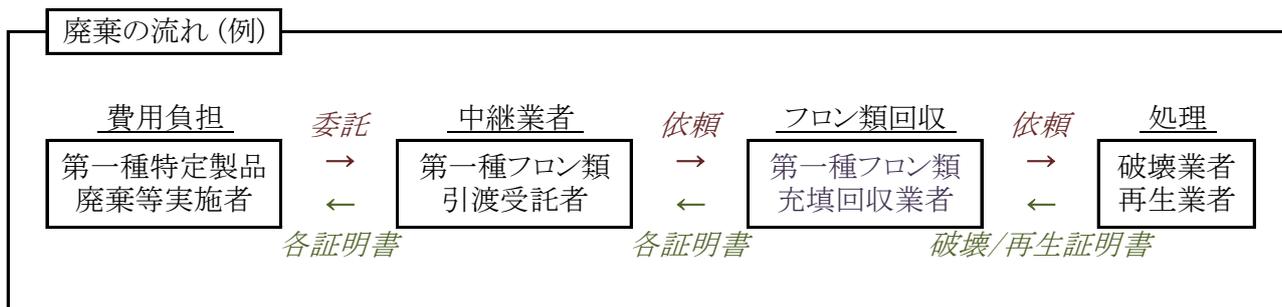
注4 地球温暖化係数は、国により公表される予定です。

### ◆第一種特定製品の廃棄時の対応

第一種特定製品の廃棄時には、フロン類を適切に回収しなければなりません。都内で行うフロン類の回収は、都知事に登録のある第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができる行為です。フロン類が確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

#### ●第一種特定製品を廃棄する者は...

- ▶ 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に引き渡し(フロン類の引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者に引き渡す場合も有)
- ▶ 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存(3年間)
- ▶ 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書を保存(3年間)
- ▶ 第一種フロン類充填回収業者から回付された破壊証明書若しくは再生証明書で、フロンの処理を確認
- ▶ 費用負担



以上